

## 学校教育の規制改革に関する主要な論点（メモ）

2003.2.7. 八代尚宏

### 1. 株式会社・NPO等の学校経営参入

#### 1) 「学校教育は公共性をもっており、利益を追求する株式会社に経営を委ねるべきではない」という考え方について

- ・ 先進国の学校教育は、本来、政府が国民に強制するものではなく、国民が選択する「教育サービス」であるべきこと。
- ・ 国民が望む質の高い教育サービスを提供するためには多様な経営主体の自由な参入と、市場での競争を通じて劣悪な事業者が淘汰されることが望ましい。
- ・ 学校教育法の考え方は、国公立以外では、学校の基本財産を寄附行為で贈う学校法人に学校教育を独占させることで、その非営利性を担保する一方で、安易な退出を防ぐという考え方に立っている。こうした参入・退出規制は、逆に、いったん参入した学校法人を、事実上、保護する効果を持つことから、効率的な学校経営へのインセンティブを妨げる要因となっている。
- ・ 学校法人と同等の教育内容を担保する株式会社経営の学校が良いか否かは、あくまでも文部科学省や私立学校審議会ではなく、教育サービスの利用者が決める問題と考える。

#### 2) 構造改革特区において株式会社等の学校経営が認められた場合の手続き

- ・ 仮に、株式会社等の学校経営参入が認められた場合でも、それを実質的に妨げるような手続き上の制約を排除し、学校法人と「対等な立場」を確保する必要がある。
- ・ 「特別のニーズがある場合のみ」参入可とするのではなく、学校教育法に定められている全ての教育分野を対象とするべき。
- ・ 仮に、競争相手の学校法人の経営者で構成される県の私学審議会の答申を経て県知事が認可というような制約があれば、特区の本来の趣旨が生かされないこと。
- ・ 情報公開・第三者評価の実施・学生等の修学機会確保のためのセーフティネットの構築を条件とすることは当然だが、本来、これらは学校法人についても同様に厳格に適用されるべきこと。

#### 3) 学校法人以外の非営利法人（NPO）についての参入禁止

- ・ 「情報公開・第三者評価の実施・学生等の修学機会確保のためのセーフティネットの構築」を条件とし、株式会社と同様に定款と財務諸表の公開（財務諸表が公開されていない学校法人が大部分）が担保されれば、学校法人と同様な教育内容が担保されるNPOを排除する必然性はない。

#### 4) 株式会社・NPO等が経営する学校への私学助成

「特区で設立された株式会社・NPO等が経営する学校への私学助成は国庫補助制度の対象拡大であるため認められない」という考え方に対して

- ・ 政府が学校教育法上の私立学校として認めたにもかかわらず、私学助成を行わないことは、学生の立場から見て「法の下での平等」原則に反するのではないか。
- ・ 私学助成金は原則として学生数に応じて配分されるのであれば、必ずしも追加的な財源は必要とされないのではないか。
- ・ 現行の私立学校振興助成法第9条附則第2条では、学校法人以外の「盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園」についても私学助成の対象とされており、特区で認定された学校もこれらと同様に、私学助成の対象とされるべきである。
- ・ 株式会社が参入した場合においては、その経営する学校は教育の一端を担うことから、学校法人同様、新規参入者たる株式会社についても、助成の手立てを行い得るようすべきである。この場合、憲法との関係でそれが許容されるように必要な関連法令の整備を行うこととすべきである（「規制改革の推進に関する第2次答申（2002.12.12）」）。

#### 2. 学校法人の設立要件の緩和

「大学における校地の面積は校舎の面積の三倍以上の面積とする」のような面積規制や、「校地について基準面積の2分の1以上が自己所有であり、その他の校地が20年以上にわたり使用できる保証のある借用」の自己所有要件が不可欠という考え方について

- ・ 大学等の学校が自己所有の広い校地を有していれば学校経営が安定するという論理はバブル期以前の「不動産神話」の発想であり学校教育の質と無関係ではないか。
- ・ 例えば都心部にあるが外国の一流大学の日本校が、長年に渡って高い質の教育を行なっているにもかかわらず、「校地を所有していない」ということだけで、大学としての審査すら拒否されていることは妥当と考えられるか。
- ・ こうした不動産要件は、都市部における事実上の新規参入禁止の役割を果たしており、今後、学生・教員のニーズや社会人教育の重要性が高まることから、都市部の利便性の高い立地条件が大学に求められている時に、利用者が求めている多様な教育サービスへのニーズを妨げているのではないか。
- ・ 郊外の広大なキャンパスと都心部の貸しビルでの大学とのどちらが望ましいかは、文部科学省や私立学校審議会ではなく、教育サービスの利用者の判断に委ねるべきではないか。
- ・ 「学校法人の設立要件については、構造改革特区における特例措置として校地・校舎の自己所有要件の緩和が認められたところであるが、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和について、特区における状況も十分に踏まえながら検討すべきである（規制改革の推進に関する第2次答申）」。

### 3. 公設民営学校（学校の外部委託）についての規制緩和

1) 「教育は公の性質を持つため、その実施主体について規制する必要がある。公立学校の管理運営を第三者に委任することは学校設置者としての責任放棄」という考え方について

- ・ 「教育は公」ということは、国民が教育サービスを得ることを政府が保証することであり、その内容を政府が一方的に押しつけて良いことを意味しない。
- ・ 現行制度においても、自治体が建設した学校を「学校法人」に提供し、経営管理させることは認められている。今般、学校法人と同様に株式会社が学校を直接運営することが容認された以上、運営委託先として株式会社を認めない理由はない。
- ・ NPO等についても直接運営が認められるのであれば、NPO等も公設民営の委託先に追加しない理由がない。
- ・ 特区は、正に実験的にやってみるところに価値があるのであるから、コミュニティスクール導入に際し示されたいいくつかの「課題」について、自治体が責任を取ることを条件に、認めるべきではないか。

2) 「国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を公設民営学校にまで広げることは、新たな財政支出を伴うものであり、特区制度の対象とはならない」という考え方について

- ・ 仮に、政府が学校教育法上の学校として認めたにもかかわらず、県費負担教職員の配置を一切、行なわないことは、結果的に学費の高騰等の不利益をまねき、学生の立場から見て「法の下での平等」原則に反するのではないか。

4. 「国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定により、授業料を徴収することは認められていない」という考え方に対して

- ・ 「義務教育は、これを無償とする」とした憲法26条2項は、どんな児童・生徒にも無償の学校の選択肢を提供することを義務付けたものと解釈すればよく、公設民営学校において授業料を徴収してはならないとの根拠とはならないのではないか。
- ・ 例えば、教育サービス利用者の合意を得て、学校教育法に定める基準を超える内容の教育サービスについて、その費用の対価を求めることを特区で実験的に認めるべきではないか。